

越知町猫の不妊又は去勢手術費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護と適正な飼養を推進するとともに、良好な生活環境を保持するため、猫の不妊又は去勢手術(以下「手術」という。)を受けさせた飼養者等に対して、手術に要した費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付要件)

第2条 助成金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当していなければならない。

- (1) 本町の住民基本台帳に登録され猫を飼養している者、又は飼い主のいない猫を飼養管理している者とする。
- (2) 同居する家族全員が既に納期の到来した町税等を完納していること。
- (3) 飼い主のいない猫については、特別な理由があると認められる場合を除き手術時に耳カット(Vカット)等手術済みであることがわかる識別措置を施すとともに、適正な飼養管理に努めること。
- (4) 本町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年越知町規則第18号)第2条第2項第5号のいずれにも該当しないこと。

(対象猫)

第3条 対象となる猫は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 対象者が所有する猫(町内において飼養している猫)であること。
- (2) 対象者に飼養管理されている飼い主のいない猫(本町に生息する猫)であること。
- (3) 営利を目的に所有又は飼養管理していないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象猫1匹につき5,000円を限度として交付するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該手術を実施した獣医師の証明がされた越知町猫の不妊又は去勢手術費助成金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)に手術費の領収書を貼付し、助成金に係る事業完了後2カ月を経過する日が属する月の月末又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに町長に申請するものとする。20日が休日にあたる場合は、その翌就業日とする。

2 手術を受けた飼い主のいない猫は識別措置を判別することができる写真を添付すること。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と決定したときは、当該申請者の指定する口座に助成金を振り込むものとする。

2 町長は、助成金を交付することが不適當であると決定したときは、越知町猫の不妊又は去勢手術費助成金交付申請却下決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(決定の取り消し等)

第7条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した助成金を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。